

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令
案について

(諮問第3189号)

<目次>

1 答申書（案）	1
（別添）	
・意見募集の結果	2
2 概要	6
3 新旧対照表	15

情 郵 審 第 ※ 号
令 和 7 年 1 月 ※ 日

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田

仁 印

答 申 書 (案)

令和6年11月20日付け諮問第3189号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則の一部の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 また、本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された意見に対する別添の総務省の考え方について、適当と認められる。

以上

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等 に関する意見募集の結果

意見募集期間:令和6年11月21日(木)から同年12月20日(金)まで

提出された御意見の件数:4件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2~4	個人(3件)

**「事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等」
に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方**

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正 の 有無
全般についての意見				
1	全般	<p>通信料の低減や固定層の契約者の減少傾向等に鑑みると、事業者がネットワークに対して投資できる予算は限られております。5G回線を含むネットワークの稠密化・高度化等のための投資については事業者の自助努力や事業者間の競争の中で実現されるべきですが、激甚災害等の「有事」に備えた対応にまでこの枠組みで取り組むのは困難であることから、強靱化等のための投資に対しては、公共政策の観点から国による積極的な資金援助等を強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本件は、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外であることから、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、事業用電気通信設備規則や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準において、電気通信設備に対する停電や大規模災害への対策について、電気通信事業者がとるべき義務や努力義務が規定されています。電気通信事業者においては、こういった規定を踏まえ、都道府県庁等の重要な施設をカバーする基地局の強靱化等の取組を進めることが求められるところです。他方で、こうした取組は電気通信事業者の収益の増加や費用の削減につながらず、むしろ都道府県庁等をはじめとする災害対応機関等の活動に資するものであること等を踏まえ、今般、総務省では、携帯電話基地局の強靱化に対する補助や応急復旧機材の整備に対する補助を令和7年度当初予算案や令和6年度補正予算に盛り込んだところです。</p>	無
2	全般	<p>楽天モバイルに付与されているプラチナバンドが他社に比べて極端に狭く、災害時の通信に格差が生じる可能性が高い。早期にプラチナバンドの再割り当てを行ない、災害時</p>	<p>本件は、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外であることから、今後の</p>	無

		<p>の通信格差を是正すべきだ。</p> <p>現状では楽天モバイルのユーザーが災害の危険に晒されている。総務省による人命軽視が明るみに出ていて胸糞悪い。</p> <p>天下りに夢中になって本質を見誤り、本来最優先にしなくてはならない人命を当たり前のように無視している。この案も当たり前のように不採用にするんだらうな。</p> <p>人命最優先でお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>	
3	全般	<p>総務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えないのではないか。</p> <p>案の中に天下りについての記載を明記すべきだとおもう。本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。</p> <p>何より国民の税金を食い物にし、至福肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	<p>本件は、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。</p>	無
4	全般	<p>天下りについて明記すべき。</p> <p>財務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えない</p>	<p>本件は、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。</p>	無

のではないか。

案の中に天下りについての記載を明記すべきだとおもう。本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。

何より国民の税金を食い物にし、至福を肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。国民民主党が減税政策を主張すれば、圧力をかけ阻止しようとする。選挙で選ばれた議員の政策を選挙で選ばれていない官僚が潰そうとしている。そのことを受けて、国民から財務省解体という意見が頻出している。報道から察するに財務省は中傷としか捉えていないのだろうが、財務省解体は日本に今後必要な意見だと思う。

そもそも補助金の政策ばかりが通るのは、天下り企業による中抜き事業を行わせるため。減税であれば、天下り先にお金は流れない。つまり補助金ばかりすすめる財務省は、天下り先に資金を流すための省庁なのである。

【個人③】

事業用電気通信設備規則の一部改正について

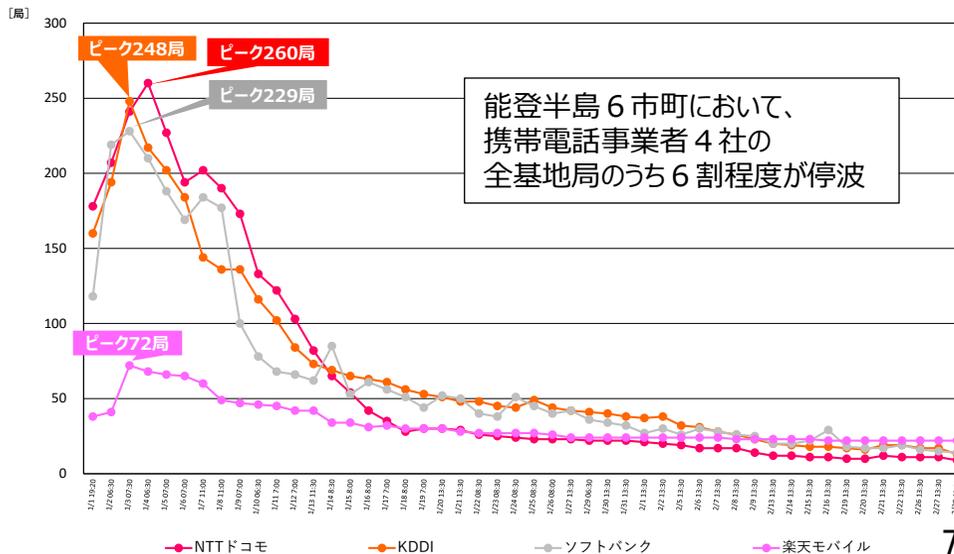
－大規模災害発生時における通信サービスの維持・早期復旧に係る規定の整備－

令和7年1月29日
総合通信基盤局
電気通信事業部
安全・信頼性対策課

改正の背景

- 令和6年能登半島地震では、国民生活上の重要なライフラインである通信インフラにも影響が大きく及び、北陸地方を中心に、携帯電話や固定通信が使用できなくなる被害が発生した。
- 電気通信事業者は、事業用電気通信設備規則や安全・信頼性基準を踏まえ、携帯電話基地局等の強靱化について一定の取組を実施しているところ、能登半島地震では、能登半島6市町において、市町役場をカバーする基地局の4割強、通信ビルの2割弱で支障が発生した。また、支障が生じた基地局等に対し、電気通信事業者は、移動電源車や車載型基地局といった応急復旧機材を展開して応急復旧を図った。
- 能登半島地震による通信サービスの被害状況や復旧の取組等を踏まえ、情報通信審議会（IPネットワーク設備委員会）において、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち、「大規模災害発生時における通信サービスの維持・早期復旧のために今後取り組むべき対応の方向性」について審議を実施。
- 令和6年11月12日に基地局等の更なる強靱化や応急復旧体制の強化に取り組むべき等の一部答申を受けたところ、これを踏まえ、所要の規定の整備を行う。

能登半島6市町における基地局停波数の推移



災害時における応急復旧機材の例



事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の一部改正

- 災害対策基本法で「市」とみなされている東京都の特別区は災害対策活動の拠点となるが、特別区の区役所をカバーする基地局等の停電対策等について、現時点で規律は存在しない。
- このため、**東京都の特別区の区役所**をカバーする携帯電話基地局等について、**都道府県庁や市町村役場等と同等の停電対策及び伝送路冗長化対策を求める。**

諮問事項

事業用電気通信設備規則（省令）

- ・ **都道府県庁等**（都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎）をカバーする携帯電話基地局又は通信ビル
- ・ **停電対策の実施**（第11条第3項、第38条第3項※1）
- ・ **予備の電気通信回線を設置**（第15条の3第1項第2号※2）

都道府県庁等の定義に
「特別区の区役所」
を追加する改正

※1 通信ビルのみ ※2 基地局のみ



事業用電気通信設備規則
の定義【**都道府県庁等**】を引用

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（告示）

- ・ **都道府県庁等**をカバーする携帯電話基地局又は通信ビル
- ・ **少なくとも24時間の停電対策の実施**（別表第1 第1.4(7)カ）
- ・ **予備の電気通信回線を設置**（別表第1 第1.1(15)イ※3）

事業用電気通信設備規則の
改正の効果により、
「特別区の区役所」
も規律の対象に

※3 基地局のみ

※上記のほか、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準を改正 <諮問対象外>（次頁）

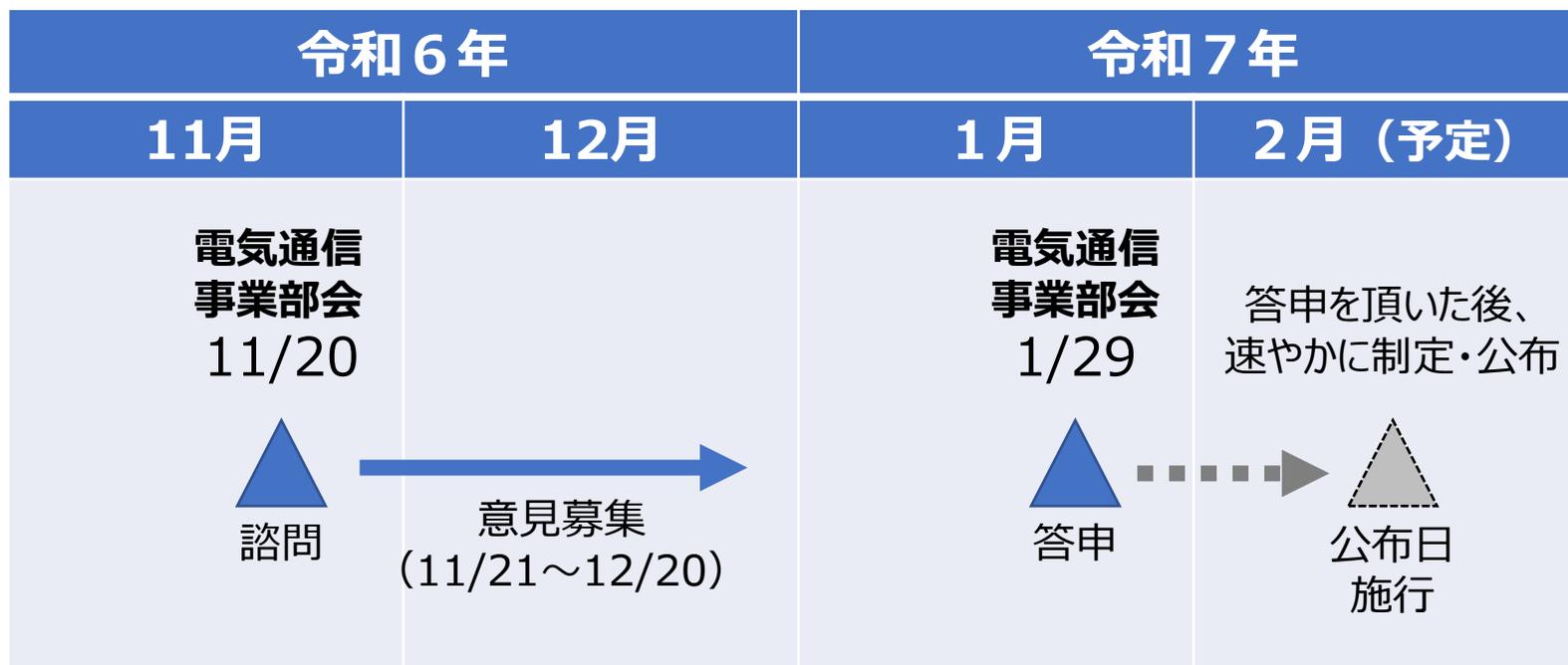
● 情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、省令(事業用電気通信設備規則)のほか、告示(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号))についても見直しを実施。

- 離島と同様に、半島部などアクセスルートが限られる場所においては、災害による土砂崩れ等により道路通行が困難となり、商用電源の途絶や伝送路の断絶が長期化することや応急復旧のための駆けつけに長時間を要することが考えられる。
 - ✓ 応急復旧のための駆けつけに時間がかかる**半島地域**の市町村役場をカバーする携帯電話基地局等  **少なくとも72時間の停電対策(推奨)**
(別表第1 第1.4(7)ケ(改正))
 - 能登半島地震では、国の行政機関による災害対策活動に伴う情報収集等のため携帯電話等が利用されたが、国の行政機関の庁舎をカバーする基地局等の停電対策については、現時点で規律は存在しない。
 - ✓ **国の行政機関又は国の地方行政機関**の主たる庁舎をカバーする携帯電話基地局等  **少なくとも72時間の停電対策(推奨)**
(別表第1 第1.4(7)コ(新設))
- このほか、南海トラフ地震のような広範囲に大きな被害が予想される災害では、広範囲において応急復旧の対応が求められ、これまでにない規模の応急復旧機材やその展開体制が必要。
- ✓ 以下を事業者_に義務付け。
 - ・**応急復旧機材の展開に関する計画の策定**
 - ・**被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についての検討**(別表第2 第3.1(16)(新設))

< 基地局等の停電対策に係る現行規律と見直し後の規律の比較 >

現行		見直し後
都道府県庁	24時間義務 + 72時間推奨	24時間義務 + 72時間推奨
市町村役場	24時間義務	24時間義務
離島	+ 72時間推奨	+ 72時間推奨
半島地域	—	+ 72時間推奨
特別区の区役所	規律なし	24時間義務
国の機関	規律なし	72時間推奨
災害拠点病院	24時間推奨	24時間推奨

- 本諮問内容について答申をいただいた場合には、総務省において速やかに事業用電気通信設備規則の一部改正等を実施する予定。



背景・課題

- 各電気通信事業者は、安全・信頼性基準等を踏まえ、基地局等の強靱化について一定の取組を実施しているところ、能登半島地震では、市町村役場をカバーする基地局の4割強、通信ビルの2割弱で支障が発生した。
- 半島部などアクセスルートが限られる場所においては、災害による土砂崩れ等により道路通行が困難となり、商用電源の途絶や伝送路の断絶が長期化することや応急復旧のための駆けつけに長時間を要することが考えられる。
- 首都直下地震が発生した場合、災害対策基本法で「市」とみなされている東京都の特別区は災害対策活動の拠点となるが、特別区の区役所をカバーする基地局等の停電対策等については、現時点で規律は存在しない。また、能登半島地震においては、国の行政機関による災害対策活動に伴う情報収集等のため携帯電話等が利用されたが、国の行政機関の庁舎をカバーする基地局等の停電対策については、現時点で規律は存在しない。

現行の規律（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）

「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）

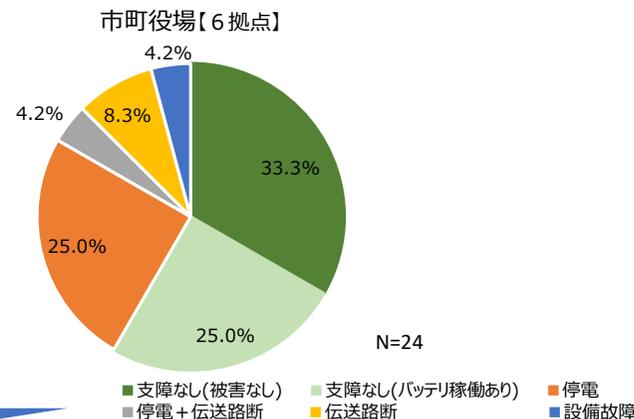
<停電対策>

- 市町村役場等をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（義務化）**
- 都道府県庁舎をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも72時間の停電対策（推奨）**
- 災害拠点病院をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（推奨）**

加えて、

台風等により被災が想定される地域において、移動電源車等を事前に配備

能登半島6市町の重要拠点をカバーする基地局の被害状況（支障要因別）



検討結果

- ✓ 半島地域等の場所に存在する市町村役場をカバーする基地局等について、現行規律が存在する離島と同様に、少なくとも「72時間」にわたる停電対策を推奨することが**適当**（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直し）。
- ✓ 東京都の特別区の区役所をカバーする基地局等については、市町村役場等と同等の停電対策及び伝送路冗長化対策を求めることが**適当**（事業用電気通信設備規則の見直し）。また、災害復旧対応に当たる国の機関の庁舎をカバーする基地局等について、少なくとも「72時間」にわたる停電対策を推奨することが**適当**（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直し）。
- ✓ 都道府県庁や災害拠点病院等の重要な施設をカバーする基地局の強靱化や通信ビルに係る架空設備の地中化の取組を国が支援することが**適当**。

背景・課題

- 能登半島地震では、支障が生じた基地局等に対し、電気通信事業者が移動電源車や車載型基地局といった応急復旧機材を展開して応急復旧を図った。
- 電気通信事業者は、能登半島地震において稼働した台数の10倍から20倍ほどの応急復旧機材を保有しているが、南海トラフ地震のような広範囲に大きな被害が予想される災害においては、広範囲において応急復旧の対応が求められ、これまでにない規模の応急復旧機材やその展開体制が必要となる。

災害時における応急復旧機材の例



衛星エントランス回線



移動電源車



可搬型発電機



車載型基地局



船舶基地局

検討結果

- ✓ 南海トラフ地震等において想定される広汎な支障を念頭に、都道府県庁、市町村役場や災害拠点病院等の重要拠点における通信サービスの維持・復旧に必要な応急復旧機材の整備を国が支援することが適当。
- ✓ 海底ケーブル敷設・保守船や海洋総合実習船等の船舶を活用した応急復旧の取組が有効であり、このような取組の実施に向けた体制を強化することが必要。
- ✓ 応急復旧機材の増強に併せ、その有効な展開について、準備・検討を行う必要があり、以下について事前に策定・検討することを電気通信事業者に義務づけることが適当（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直し）。
 - ・応急復旧機材の展開に関する計画の策定
 - ・被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についての検討

背景・課題

- 能登半島地震では、基地局等の応急復旧作業に当たり、電気通信事業者間の連携による取組や電気通信事業者と関係機関（防衛省、国交省等）の連携による取組が実施された。
- 南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、基地局等の強靱化や応急復旧機材の整備のほか、応急復旧機材を効率的、効果的に運用し、基地局等の維持・応急復旧を進められるよう、事前の準備が必要。

検討結果

- ✓ 応急復旧のための電気通信事業者同士の連携として、能登半島地震の教訓を生かし、①船舶基地局の共同運用、②給油拠点の共同運用、③作業員の宿泊拠点の貸出し、④電気通信事業者間の光ファイバの相互融通について、連携を更に推進し、必要に応じて総務省が調整や制度面の検討を行うほか、災害発生時に円滑に連携できるよう平時から訓練等を通じて定着させることが適当。
- ✓ 応急復旧における電気通信事業者と他機関との連携として、⑤道路啓開や復旧機材の輸送等が必要な場合に、総務省が電気通信事業者からの要望のとりまとめ及び他機関との調整を行い、円滑・迅速な連携を図ることが適当。

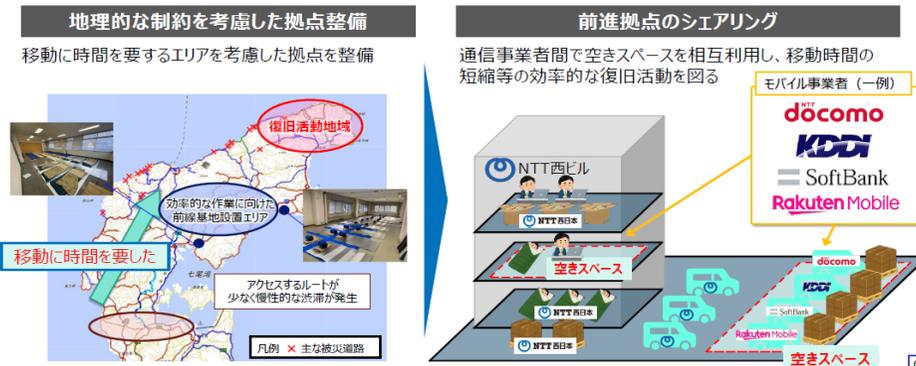
事業者同士の連携の例



給油拠点の共同運用



船舶基地局の共同運用



前進拠点のシェアリング

事業者と他機関の連携の例



道路の寸断・損傷
(道路啓開に係る他機関との連携)

背景・課題

- 令和7年度末頃に非常時における事業者間ローミングが導入予定であるほか、将来的に新しい技術を活用したHAPSや衛星ダイレクト通信が実用化予定であり、基地局に支障が生じた場合においても、別の手段により通信の確保が可能となることが期待される。新技術が災害時の通信維持に果たす役割は大きく、その実用化に向けた取組は極めて重要である。
- 他方で、一定の数の利用者が災害対応に必要な大容量のデータのやりとり等を行うためには、携帯電話や固定通信の復旧が欠かせない。特に災害対応の拠点となる都道府県庁や市町村役場、災害拠点病院等の重要拠点における携帯電話や固定通信の維持・早期復旧の必要性は、引き続き高い。

検討結果

- ✓ **新しい技術である非常時における事業者間ローミングの導入やHAPS、衛星ダイレクト通信等の実用化に加え、基地局等の強靱化や応急復旧機材の拡充等の取組を同時並行で進めることが適当。**

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(停電対策)</p> <p>第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項において同じ。）が講じられていなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）と接続されている端末系伝送路設備及び当該端末系伝送路設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>(停電対策)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）と接続されている端末系伝送路設備及び当該端末系伝送路設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>〔4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。